

改正

平成15年12月25日告示第82号

平成17年3月14日告示第12号

平成18年3月31日告示第23号

平成20年5月19日告示第101号

平成22年12月13日告示第172号

平成28年3月28日告示第47号

日野町高齢者住宅小規模改造助成事業費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、高齢者が在宅で自立心をもって生活できる住環境を整備し、寝たきりの予防および対象高齢者の生活の助長ならびに介護家族の介護の軽減を図ることを目的として、日常動作能力の低下した高齢者の排泄、入浴、移動などを容易にするための住宅改造に必要な経費を助成するものとし、その交付に関しては、日野町補助金等交付規則（平成10年日野町規則第2号。）の規定によるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 この事業の補助対象者（以下「対象者」という。）は、次の各号のすべてに該当する者とする。

- (1) 日野町内に住所を有する満65歳以上の者
- (2) 身体の障害等により日常生活を営むのに支障があり、住宅の改造が必要な者
- (3) 「障害老人の日常生活自立度（寝たきり度）判定基準（平成3年11月18日老健第102—2号厚生省大臣官房老人保健福祉局部長通知）」の準寝たきり（ランクA）および寝たきり（ランクB、ランクC）に該当する者
- (4) 日野町在宅重度障害者住宅改造助成事業補助金交付要綱（平成10年4月1日制定）に基づく助成を受けていない者
- (5) 本人ならびにその配偶者および扶養義務者の住宅改造を行う年（住宅改造を行う月が1月から6月までにあつては、住宅改造を行う年の前年）の前年の所得税法（昭和40年法律第33号）

の規定による所得税の課税所得金額が、別表に掲げる額を超えない者

(助成対象経費)

第3条 助成の対象となる経費は、対象者の日常生活の便宜を図るために実施する既存住宅の風呂、便所、居室、玄関、廊下等の改造、手摺やスロープの取付け、障害物や段差の解消などの小規模改造に要する経費とする。ただし、新築、増築、改築は、原則として助成の対象としないものとする。

2 改造するにあたって増築または改築を伴うときであっても、改造を伴いやむを得ないと認められる範囲内でそれらの事業に要する経費を助成の対象とする。

3 改造するにあたって寄附金その他の収入があるときは、前2項に掲げる経費からその収入額を控除する。

(助成額)

第4条 助成額は、1世帯につき前条の規定により算定した額に2分の1を乗じた額とし、その最高限度額は33万3千円とする。ただし、介護保険法（平成9年法律第123号）第45条または第57条の規定に基づき、居宅介護住宅改修費または介護予防住宅改修費（以下「居宅介護住宅改修費等」という。）を町が支給できる場合は、これを優先するものとする。

2 前項による助成額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てた額を助成額とする。

(申請手続き等)

第5条 対象者が本事業の助成を受けようとする場合は、次の書類を提出しなければならない。

- (1) 日野町高齢者住宅小規模改造助成申請書（別記様式第1号）
- (2) 改造経費の見積書
- (3) 改造前の写真
- (4) 改造内容が分かる図面

(県との協議)

第6条 町長は、滋賀県知事に対して、滋賀県自治振興交付金実施要綱（平成21年4月21日施行）に基づく事業実施計画協議書を提出するものとする。

(補助金交付の決定)

第7条 町長は、第5条の規定による申請書の提出があったときは、その内容について審査し、補助金を交付すべきと認めたときは、日野町高齢者住宅小規模改造助成事業費補助金交付決定通知書（別記様式第2号）により対象者へ交付決定を行うものとする。

(住宅改造の実施時期)

第8条 対象者は、原則として交付決定通知を受けた後に住宅改造を実施しなければならない。

(実績報告)

第9条 対象者は、住宅改造が完了したときは、速やかに次の書類を提出しなければならない。

- (1) 日野町高齢者住宅小規模改造助成事業実績報告書（別記様式第3号）
 - (2) 工事完了報告書
 - (3) 改造経費を証する領収書
 - (4) 改造内容が分かる写真
- （検査）

第10条 町長は、前条の報告を受理したときは、速やかに当該事業の検査を行わなければならない。

この場合において、検査員には職員をして行わせることができる。

2 検査員は、前項の検査の結果、適切に完了されていることを認めたときは、日野町高齢者住宅小規模改造助成事業検査調書（別記様式第4号）を作成しなければならない。

（補助金の額の確定）

第11条 町長は、第9条の報告および前条の検査調書を審査した後、規則第13条の規定に基づき補助金の額を確定し、日野町高齢者住宅小規模改造助成事業補助金交付確定通知書（別記様式第5号）により対象者へ通知するものとする。

（補助金の交付）

第12条 前条の通知を受けた対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、日野町高齢者住宅小規模改造助成事業費補助金交付請求書（別記様式第6号）により町長に請求するものとする。

（介護支援専門員との連絡等）

第13条 町長は、この事業の実施にあたっては、対象高齢者の身体状況に適した改造内容となるよう介護支援専門員との十分な連絡を図るほか、住宅改良（リフォーム）ヘルパーの積極的な導入等、相談・助言体制の確立に努めるものとする。

（関連事業との調整）

第14条 町長は、この事業の実施にあたっては、次の関連事業と十分調整するものとする。

(1) この事業は、「在宅重度障害者住宅改造助成事業補助金」および「経済活性化対策日野町住宅リフォーム促進事業助成金」（ただし、当該助成の対象外となる工事を除く。）と併用してはならない。

(2) 対象者が「老人日常生活用具給付事業」の給付対象者である場合は、同事業を優先して活用し、本事業の改造が効率的に機能するよう十分調整するものとする。

（その他）

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

付 則

- 1 この要綱は、告示の日から施行し、平成12年度分の補助金から適用する。
- 2 日野町老人小規模住宅改造助成事業費補助金交付要綱（平成8年4月1日施行）は、廃止する。

付 則（平成15年告示第82号）

（施行期日）

- 1 この告示は、平成15年12月25日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示の施行前に収受した申請書に係る補助金の交付については、なお従前の例による。

付 則（平成17年告示第12号）

- 1 この告示は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 この告示の施行前に収受した申請書に係る補助金の交付については、なお従前の例による。

付 則（平成18年告示第23号）

この告示は、平成18年4月1日から施行する。

付 則（平成20年告示第101号）

この告示は、公布の日から施行する。

付 則（平成22年12月13日告示第172号）

この告示は、告示の日から施行する。

付 則（平成28年3月28日告示第47号）

（施行期日）

- 1 この告示は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示による改正前に定める様式は、当分の間、必要な調整をして使用できるものとする。

別表（第2条関係）

本人および扶養親族等の所得制限

（単位：円）

<u>扶養親族等の数</u>	<u>所得限度額</u>	
	<u>本人</u>	<u>扶養義務者</u>
<u>0人</u>	<u>1,595,000</u>	<u>6,287,000</u>
<u>1人</u>	<u>※1</u>	<u>6,536,000</u>
<u>2人</u>	<u>※1</u>	<u>6,749,000</u>
<u>3人</u>	<u>※1</u>	<u>6,962,000</u>
<u>4人</u>	<u>※1</u>	<u>7,175,000</u>
<u>5人</u>	<u>※1</u>	<u>7,388,000</u>

※1 扶養親族等1人につき380,000円（当該扶養親族等が所得税法に規定する老人控除対象配偶者または老人扶養親族であるときは480,000円、特定扶養親族であるときは630,000円）を加算した額。

別記様式第1号（第5条関係）

日野町障害者地域生活支援事業利用申請書

年 月 日

日野町長 宛

日野町地域生活支援事業（移動支援事業）を利用したいので、次のとおり申請します。

申請者	フリガナ					生年月日	
	氏名	印				個人番号	
	住所						電話番号
フリガナ					生年月日		
支給申請にかかる児童氏名					続柄		
身体障害者手帳	番号	障害程度	級	療育手帳	番号	精神保健福祉手帳	番号
	障害の部位				障害程度		障害程度
他のサービス利用状況	障害福祉サービス	障害程度区分	有・無	区分	1・2・3・4・5・6	有効期間	
		他のサービスの利用状況 居宅介護（身体介護・家事援助・通院介助有・無・乗降介助）・行動援護・短期入所・重度訪問介護・重度障害者等包括支援・生活介護・その他（ ）					
介護保険	介護認定	有・無	要介護度	要支援（ ）・要介護1・2・3・4・5			
		他のサービスの利用状況					
申請の種類・内容	移動支援事業	内容	社会参加・余暇支援・その他（通学、通所等）				
所得状況	ア 生活保護世帯						
	イ 町民税非課税世帯に属する者であって、合計所得金額および障害基礎年金等の収入が80万円未満のもの						
	ウ 町民税非課税世帯に属する者であって、合計所得金額および障害基礎年金等の収入が80万円以上のもの						
	エ 町民税課税世帯						

地域生活支援事業のサービス受給に際し、必要のあるときは障害程度区分・支給量等の決定において、認定調査内容、主治医意見書、判定結果等を関係機関に提示することに同意します。また、自立支援給付および本人・扶養義務者の所得の状況について地方税法の規定に基づく課税台帳等により確認することを承諾します。

氏名 印

- 別記様式第 2 号 (第 7 条関係) (略)
- 別記様式第 3 号 (第 9 条関係) (略)
- 別記様式第 4 号 (第 10 条関係) (略)
- 別記様式第 5 号 (第 11 条関係) (略)
- 別記様式第 6 号 (第 12 条関係) (略)